

学会法人化について

会長 長澤親生

一般社団法人レーザセンシング学会

(305-0052 茨城県つくば市長峰 1-1 気象庁気象研究所 気象観測研究部 第2研究室気付)

On the General Incorporated Association

President Chikao Nagasawa

Laser Radar Society of Japan

(c/o Meteorological Research Institute, 1-1 Nagamine, Tsukuba, Ibaraki 305-0052 Japan)

The Laser Radar Society of Japan, which had been a voluntary organization for 50 years, changed its organization to the General Incorporated Association in 2022. On behalf of the Board of Directors, I would like to once again briefly explain the significance of becoming the General Incorporated Association and progress so far. Change of the organization was performed to ensure social credibility of the organization and transparency of accounting procedures.

任意団体でありましたレーザセンシング学会が、一般社団法人レーザセンシング学会に衣替え致しまして、早一年が経過しました。ここに理事会を代表して、あらためて一般社団法人化の意義とこれまでの経過について簡単に説明させていただきます。

任意団体の問題点と致しまして、組織としての社会的信頼性の低さや会計処理の透明性の不完全さがあります。具体的には任意団体の場合、学会財産である預貯金の管理は学会会長の個人名義で取り扱わざるを得ず、また学会名による公的機関からの受託事業などさまざまな事業、その他法律行為（契約、雇用、売買、賃貸）を行うことの困難さなどがあります。この実例として、法人化することにより、学会として正式にリモート会議を行う場合の法人契約に必需の学会名義のクレジットカードの発行が可能になりました。

一方、法人化するデメリットとしては、学会運営に関して法律上の規制を受けるために従来よりも柔軟な学会運営ができなくなることや税申告に関して税理士費用などが発生することがあります。学会運営に関する具体例を挙げれば、任意団体としての学会においては、総会は年度内の適当な時期に開催することができますが、一般社団法人としては、会計年度の始まりから3か月以内に開催することが法律で義務付けられています。したがって、例年9月に開催してまいりましたレーザセンシング学会の際に、同時に開催してまいりました総会を総会だけ前倒して開催する必要があります。

2008年12月に施行された一般法人法によりそれまで非常に煩雑であった学会の法人化作業が比較的容易になったことにより、日本学術会議も学会の法人化を支援しております。

小規模の学会におきましては、税務処理費用などの面で法人化することに躊躇する団体もありますが、本レーザセンシング学会と致しましては、会計の透明性を重視するとともに、学会の更なる将来発展を期待して、2021年12月22日に開催した臨時総会におきまして、任意団体でありますレーザセンシング学会を一般社団法人として設立登記することに決定いたしました。2022年2月7日には、法務局において申請が受理され一般社団法人レーザセンシング学会が発足いたしました。

奇しくも1972年のレーザ・レーダー研究会発足以来50年目の節目の年に、一般社団法人レーザセンシング学会として新しいスタートをきることができました。会員の皆様には、社会に貢献する一般社団法人として、今後とも本学会の活動に、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。